

はがき・ファックスの記入例

講座・催し等の申し込み



- ①講座・催し名
 - ②〒・住所
 - ③氏名(ふりがな)
 - ④電話番号
- (往復はがきの場合は、返信用にも住所・氏名)

※往復はがきは、各記事で指定がある場合のみ。
※費用の記載のないものは、原則無料。

くらし



行政書士無料法律相談会

東京都行政書士会新宿支部の行政書士が相続・就労問題等の法律相談に応じます。

【日時】5月15日(金)午後6時から・午後6時45分から・午後7時30分から

【会場・申込み】4月17日(金)から電話または直接、下落合図書館(下落合1-9-8) ☎(3368)6100へ。各回先着1名。

住民税・軽自動車税(種別割)・国民健康保険料の納付

クレジット納付・ペイジー納付が始まりました

住民税、軽自動車税(種別割)や国民健康保険料の支払いにクレジット納付・ペイジー納付が加わりました。金融機関の窓口やコンビニのレジに並ぶことなく支払いができます。詳しくは、新宿区ホームページでご案内しています。

【問合せ】▶税務課収納管理係(本庁舎6階) ☎(5273)4139、▶医療保険年金課納付推進係(本庁舎4階) ☎(5273)4158へ。

■ モバイルレジでのクレジット納付

モバイルレジアプリのカメラで、金額が30万円以下の納付書に印刷されたバーコードを読み取り、クレジットカードで支払うことができるサービスです。詳しくは、(株)NTTデータのモバイルレジホームページ(<http://solution.cafis.jp/bc-pay/>)でご案内しています。

- 注意事項
- ▶ 区役所窓口やコンビニでクレジットカード決済ができるサービスではありません。
- ▶ クレジットカード決済には決済手数料が発生します。

■ ペイジー納付

パソコン、スマートフォン等やATMから支払いをすることができるサービスです。納付書の発行から2営業日後に利用できます(ペイジー納付に対応した国民健康保険料の納付書は、5月11日(月)から発行します)。上限金額の設定がなく、振込手数料もかかりません。詳しくは、日本マルチペイメントネットワーク推進協議会のペイジーホームページ(<http://www.pay-easy.jp/>)でご案内しています。

- 注意事項
- ▶ 夜間・休日にATMで納付した場合、時間外手数料がかかる場合があります。
- ▶ ネットバンキングの利用には、金融機関への申し込みが必要です。

- クレジット納付・ペイジー納付共通の注意事項
- ▶ 領収証書は発行しません。領収証書が必要な場合は、区役所・金融機関・コンビニ等の窓口で、納付書でお支払いください。

後期高齢者医療制度に加入している方へ

【問合せ】高齢者医療担当課高齢者医療係(本庁舎4階) ☎(5273)4562へ。

■ 東京都後期高齢者医療広域連合の条例改正による令和2年度の変更点をお知らせします

東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部が改正されたことに伴い、保険料計算に係る金額・率等が変わります(右・下表のとおり)。

◆ 保険料計算に係る金額・率等の変更

変更点	改正後	改正前
保険料均等割額	44,100円	43,300円
所得割率	8.72%	8.80%
賦課限度額	64万円	62万円

◆ 保険料均等割額の軽減割合の変更

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯※1		軽減割合	
		2年度	元年度
33万円以下	被保険者全員が年金収入80万円以下で、かつ、その他の所得がない	7割	8割
	上記以外	7.75割	8.5割
33万円+(28.5万円※2×被保険者の数)以下		5割	
33万円+(52万円※3×被保険者の数)以下		2割	

- ※1 65歳以上(令和2年1月1日時点)の方の公的年金所得については、その所得からさらに15万円(高齢者特別控除額)を差し引いた額で判定します。
- ※2 軽減判定所得の基準額が、令和元年度の28万円から28万5,000円に引き上げられました。
- ※3 軽減判定所得の基準額が、令和元年度の51万円から52万円に引き上げられました。

■ 入院時負担軽減支援金の申請を

医療機関に年度内(4月1日～翌年3月31日)で通算して7日以上入院した場合、日数に応じて10,000円～30,000円を支給します。

※介護施設への入所は対象外です。

【入院期間と支給金額】

- ▶ 7～60日…10,000円
- ▶ 61～120日…20,000円
- ▶ 121日以上…30,000円

※年度内30,000円が限度。新宿区の後期高齢者医療制度に加入した日以降の入院が対象です。

【申込み】次の書類を高齢者医療担当課高齢者医療係または特別出張所へ直接、お持ちください。

- ▶ 入院期間が分かる病院等の領収書原本(コピーは不可。窓口でコピーして原本はお返しします)
- ▶ 後期高齢者医療被保険者証
- ▶ 入院した方の口座内容が分かる通帳等と印鑑(入院していた方が亡くなった場合は相続人の口座内容が分かる通帳等と印鑑)



★新型コロナウイルス感染症の影響等で保険料の支払いが困難となる場合は、ご相談ください。

分譲・賃貸マンション管理の支援制度をご利用ください

マンション管理のこんな悩み・課題はありませんか

管理組合が機能していない

管理規約や使用細則の内容が現状に合っていない

役員のなり手が不足している

管理費、修繕積立金の滞納がある

管理規約や使用細則がないので作りたい

居住者間のトラブルやマナー問題がある



マンションの良好な居住環境を長く保つためには、定期的に修繕を行うなど、適切に管理することが必要です。マンションの維持管理は、賃貸の場合は所有者の、分譲の場合は区分所有者によって構成される管理組合の自主的な取り組みに委ねられることが基本です。区ではこの自主的な取り組みを支援するためさまざまな事業を行っています。いずれも無料で利用できます。
【問合せ】住宅課居住支援係(本庁舎7階) ☎(5273)3567・FAX(3204)2386へ。

専門家(※)が相談を承ります

※新宿区マンション管理相談員(マンション管理士、1級建築士、弁護士等の資格を持つ専門家)

◆ マンション管理相談

区内にあるマンションの区分所有者などの方を対象に、マンションの維持管理や管理組合の運営などについて相談を承ります。相談の2日前(祝日等の場合はその前日)までに同係へ電話かファックスで予約してください。

【日時】毎月第2・第4金曜日午後1時～2時20分・午後2時30分～3時50分(祝日等を除く)

【会場】区役所第1分庁舎2階区民相談室

【対象】区内のマンションの区分所有者ほか

◆ マンション管理相談員派遣制度

マンションの管理組合等の総会・理事会・専門委員会など区分所有者が集まる場等に無料で派遣します。派遣希望日の2週間前までに、申請書を理事長名(賃貸は所有者名)で同係に提出してください。申請書は、同係で配布しているほか、新宿区ホームページから取り出せます。

【内容】新宿区マンション管理相談員を1名、1回2時間派遣。派遣は同一マンションにつき1年(4月～翌年3月)に3回まで

セミナー・交流会も開催しています

※日時等詳しくは、新宿区ホームページ等でお知らせします。

◆ マンション管理セミナー

建物の維持管理・管理組合の運営に関するセミナーです。

話題の情報や参加者からのアンケートで要望の多い事柄をテーマに、分譲は年2回、賃貸は年1回開催しています。

◆ マンション管理組合交流組合

管理組合同士の連携を強めるための交流会で、年2回開催しています。

テーマごとに4つの班に分かれ、新宿区マンション管理相談員をコーディネーターとして交えて、交流・討論します。